

3.1.7 いわき市

(1) 初動体制

3月11日14時46分の地震発生に伴い、14時50分にはいわき市災害対策本部が設置された。基幹施設を調査した結果、送水系管路に多数の漏水箇所があり、浄水場から配水池への送水を停止し、漏水修繕工事の準備に入った。ほぼ市内全域が断水となるため、給水拠点の準備、給水車の準備、並びに市民への広報を行った。地震発生から復旧作業開始までの主な動きを表3.1.8に示す。

表 3.1.8 いわき市における初動体制

月日	時刻	主な動き	復旧方針と対応
3月11日	14:50	<ul style="list-style-type: none"> ・いわき市災害対策本部設置 ・水道局災害対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の調査を指示
	15:15	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回対策会議 ・基幹施設の被害状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の報告 ・送水系基幹管路に多数の漏水箇所を発見 ・浄水場から配水池への送水を停止
	16:22	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水車の準備 ・非常用地下貯水槽の使用準備 ・浄水場を給水拠点にする準備
	18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・FMラジオ局に緊急放送を依頼(市民へのお知らせ第1報) 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模断水に備えるよう広報(ほぼ市内全域が断水予定)
	18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・病院への運搬給水を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院への給水を最優先で実施
	21:00	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用地下貯水槽による給水活動開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各所の非常用地下貯水槽を使って市民に拠点給水を実施

(2) 応急給水

発災当日である11日は、要請があった救急病院への給水を最優先として水道局所有の給水車3台による応急給水を実施した。12日には、いわき市管工事協同組合の協力を得て、給水車26台体制に増強し、病院への給水を続ける一方で給水拠点でのバルーン（風船式給水槽）への注入やタンクからの給水活動を実施し、それ以降は、全国各地の水道事業体や自衛隊、ボランティアの皆さんなどの応援を受けて給水活動を実施した。

4月11日の余震により通水率が23.1%まで落ち込んだものの、その後の懸命な応急活動により、除々に通水率が上昇した。いわき市における復旧経過を図3.1.14及び図3.1.15に、給水区域図を図3.1.16に示す。

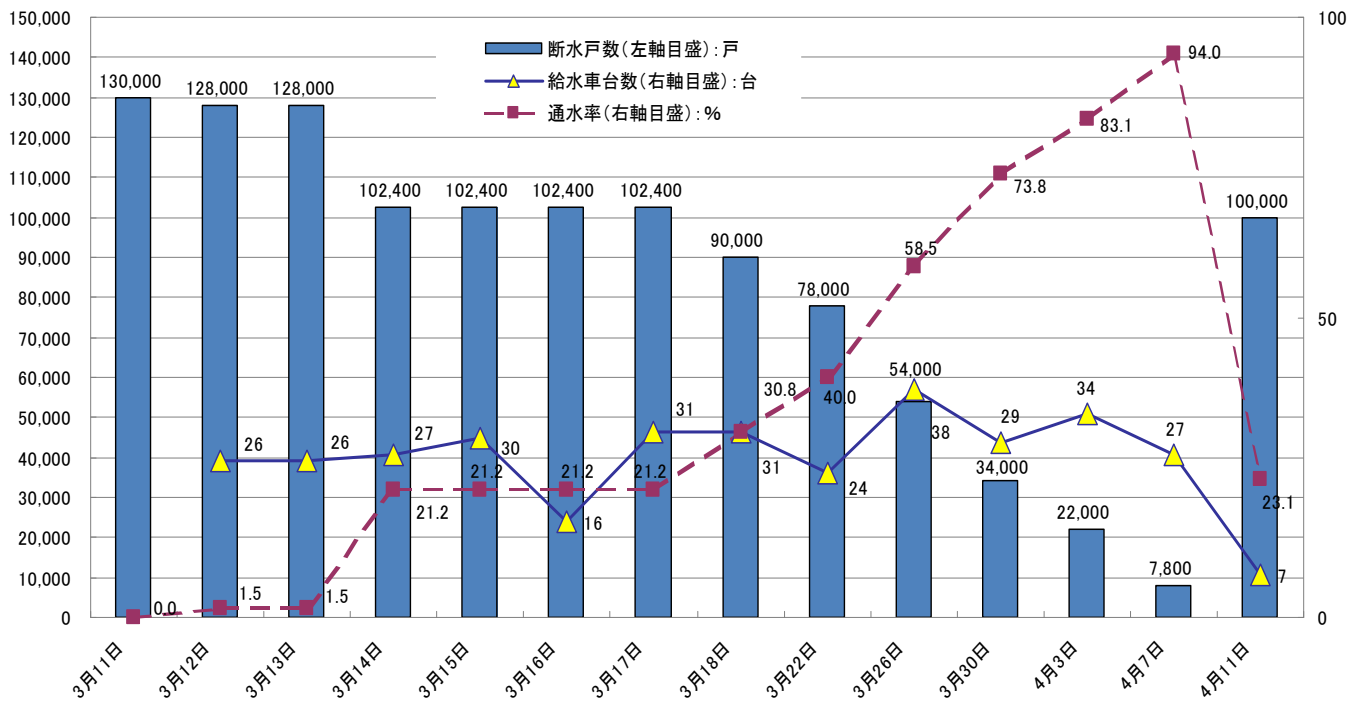
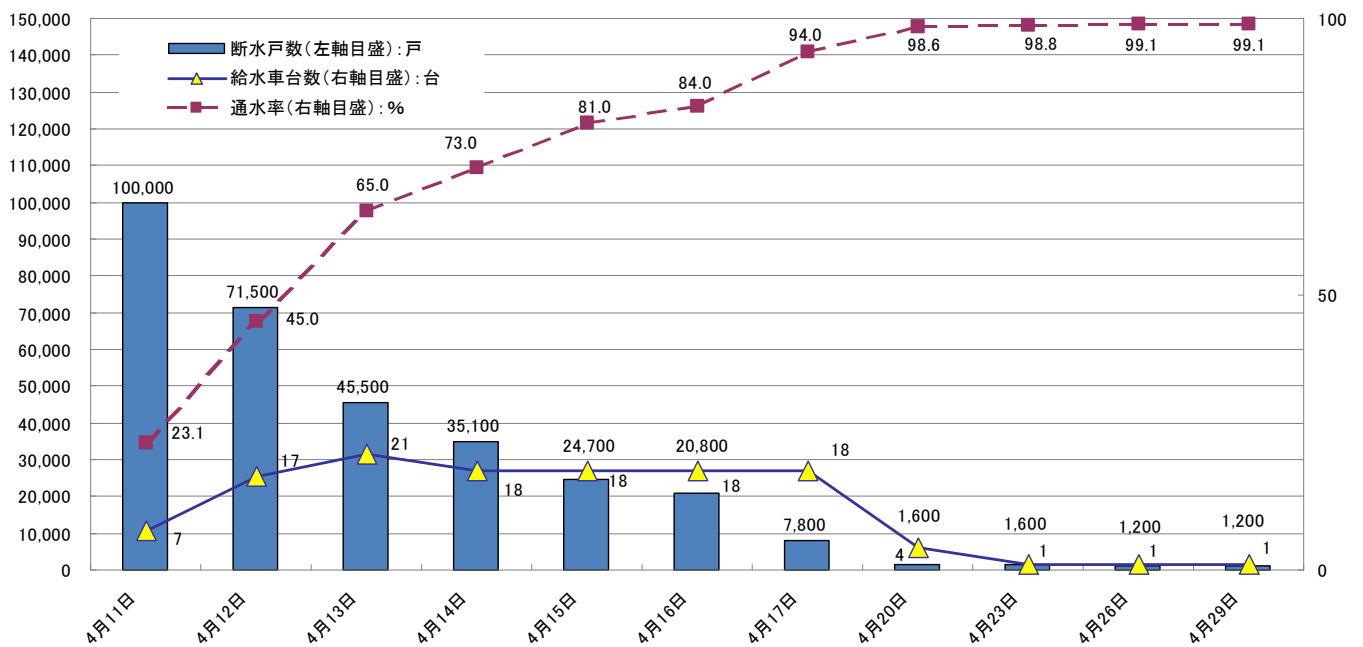


図 3.1.14 いわき市における復旧経過 (4月11日まで)



※4月17日以降は3日間毎の表示

図 3.1.15 いわき市における復旧経過 (4月11日以降)

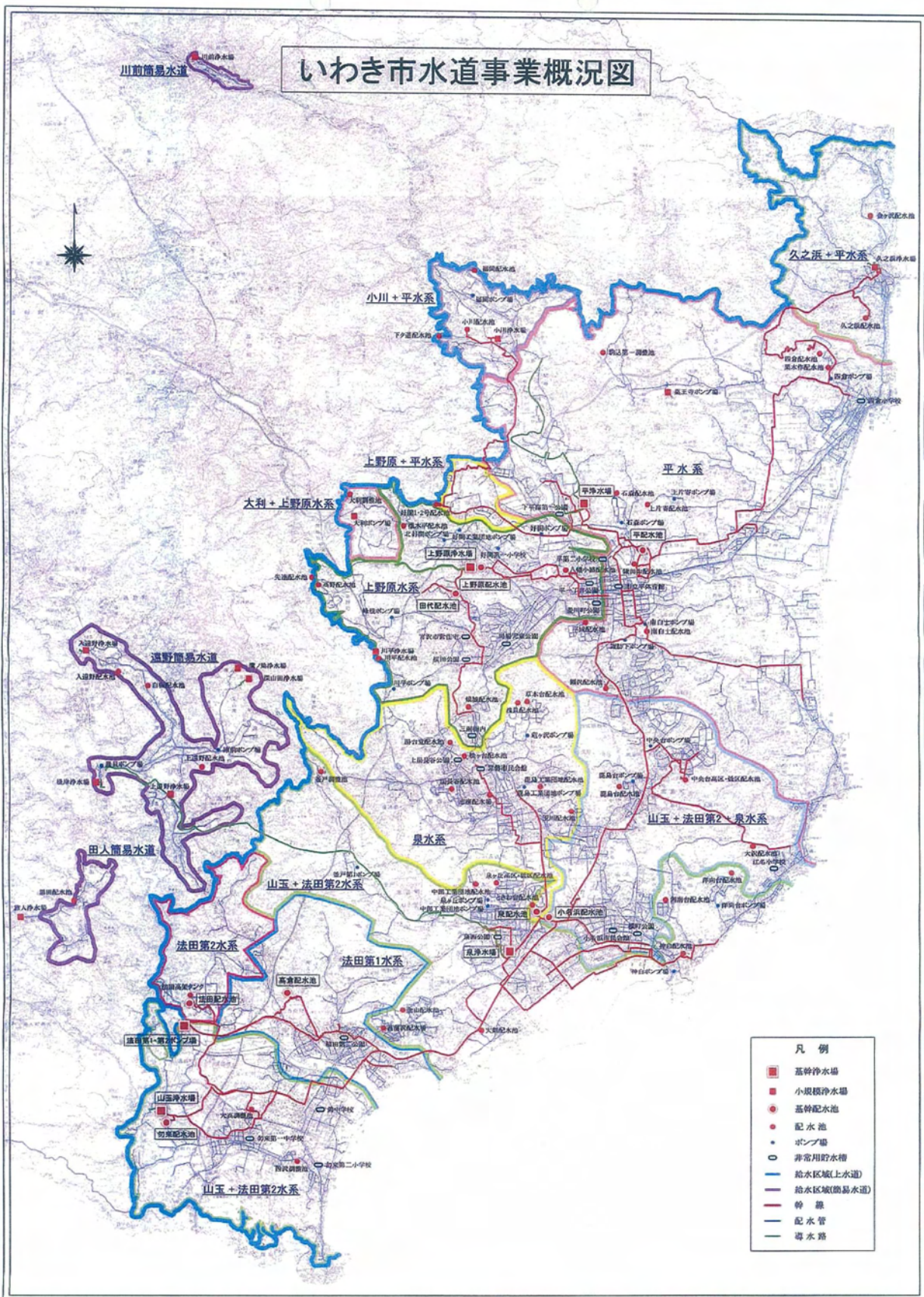


図 3.1.16 いわき市給水区域図

3.2 支援体制

3.2.1 日本水道協会の支援内容

(1) 本部の対応

日本水道協会本部は、3月11日（金）14時46分の発災直後に日本水道協会救援本部を設置し、以後は24時間体制で現地及び東北地方支部からの情報収集、並びに厚生労働省等との情報連絡を行った。応援体制の連絡調整については発災後直ちに、被災した東北地方支部長を除く6地方支部長へ給水車等派遣準備を依頼、19時42分には6地方支部長へ給水車の派遣要請を行った。

また、発災当日深夜には仙台市へ第一次先遣調査隊を派遣、その後、福島県支部長である郡山市には13日、岩手県支部長である盛岡市には15日に第一次先遣調査隊を派遣するなど、4月28日までに19班、延べ38名の職員を派遣した。なお、救援本部は4月7日より24時間体制を短縮し、5月28日まで常駐体制をとった。

支援体制の枠組みについては、地方支部長都市である仙台市と現地に派遣された主要都市の先遣調査隊との協議経過を踏まえ、応急給水、応急復旧等の支援活動が柔軟かつ効率的に実施できるよう地方支部単位での担当地域を設け、次の点に留意するよう地方支部長に通知した。

- ① 応援活動は、東北地方支部長（仙台市）、日本水道協会と調整をとりながら、県支部長が中心になって行う。
- ② 割り当ては原則的なものであり、状況の変化に応じて、全部あるいは一部変更はあり得る。
- ③ 現在、応急給水活動を実施中であり、当面はそれを継続しながら、順次割り当てに従って応急復旧へ移行していく。

(2) 情報連絡・応援要請体制

日本水道協会では平成20年12月に「地震等緊急時対応の手引き」を作成しており、その中では **図 3.2.1** のような情報連絡体制を基本としている。

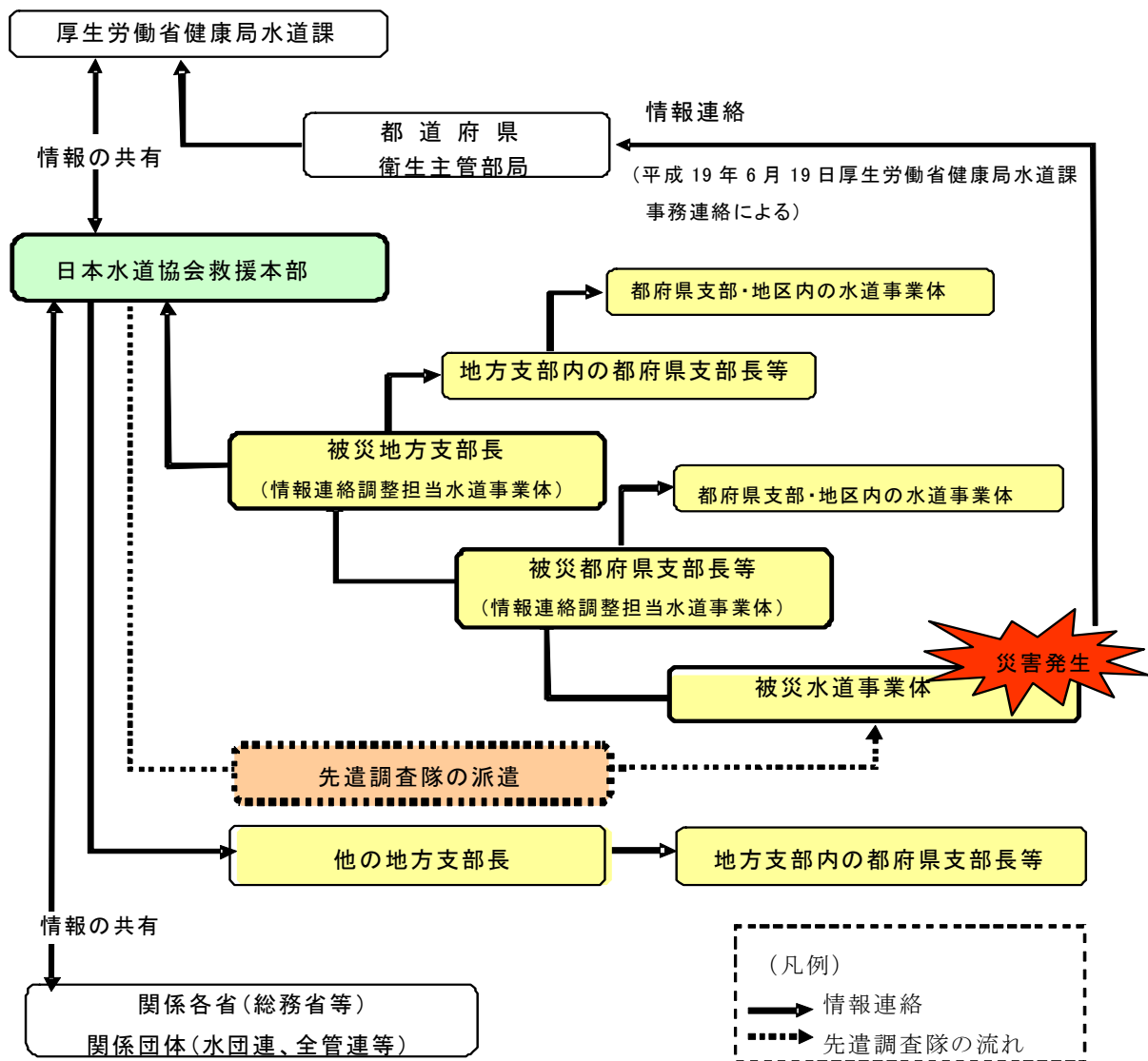


図 3.2.1 日本水道協会における地震等緊急時の情報連絡体制

今回の震災では被害が広範囲に及び、東北地方支部長である仙台市や宮城県支部長である石巻地方広域水道企業団にも甚大な被害が生じたことから、**図 3.2.2**に示すように日本水道協会が中心となり、北海道地方支部、関東地方支部、中部地方支部、関西地方支部、中国四国地方支部、九州地方支部の各地方支部にも応援要請がなされた。これにより、被害の大きな宮城県、岩手県、福島県に対して複数の地方支部の割り当てを分担調整し、応急給水及び応急復旧活動の円滑化に努めた。なお、千葉県及び茨城県については、関東地方支部内において対応した。

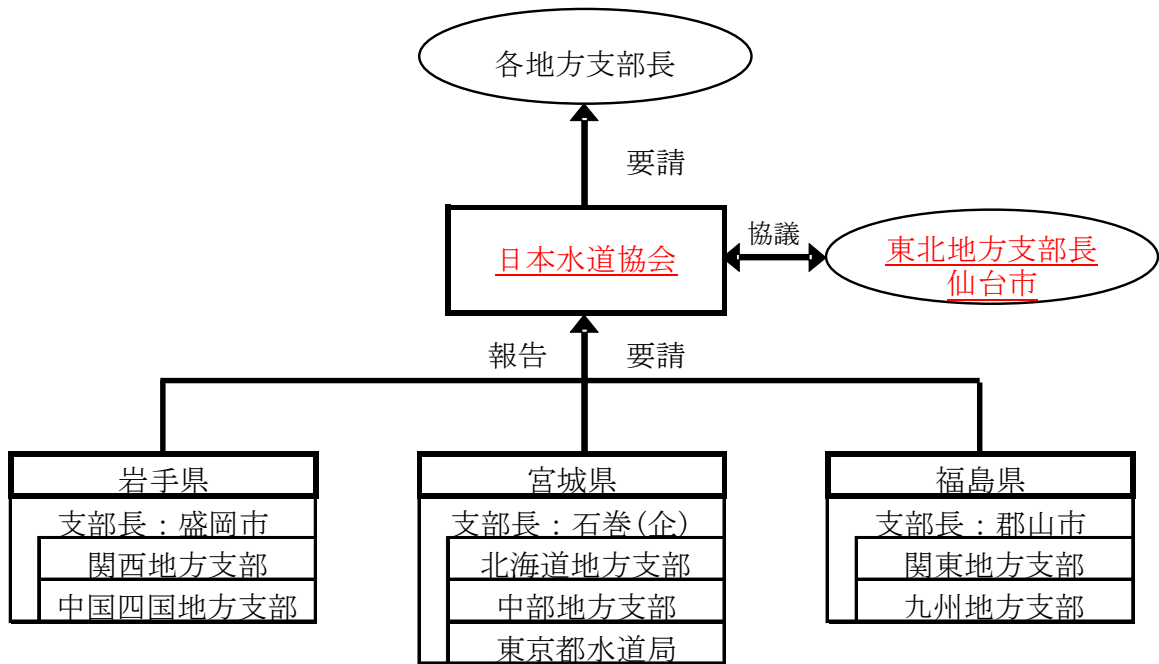


図 3.2.2 東日本大震災における応援要請・情報連絡体制

その後、東北地方支部長である仙台市の復旧が概ね終了する見込みとなったため、本来の流れに戻り、平成 23 年 4 月 12 日からは 図 3.2.3 に示す「東日本大震災における応援要請・情報連絡体制（変更後）」のとおり実施していくこととなった。

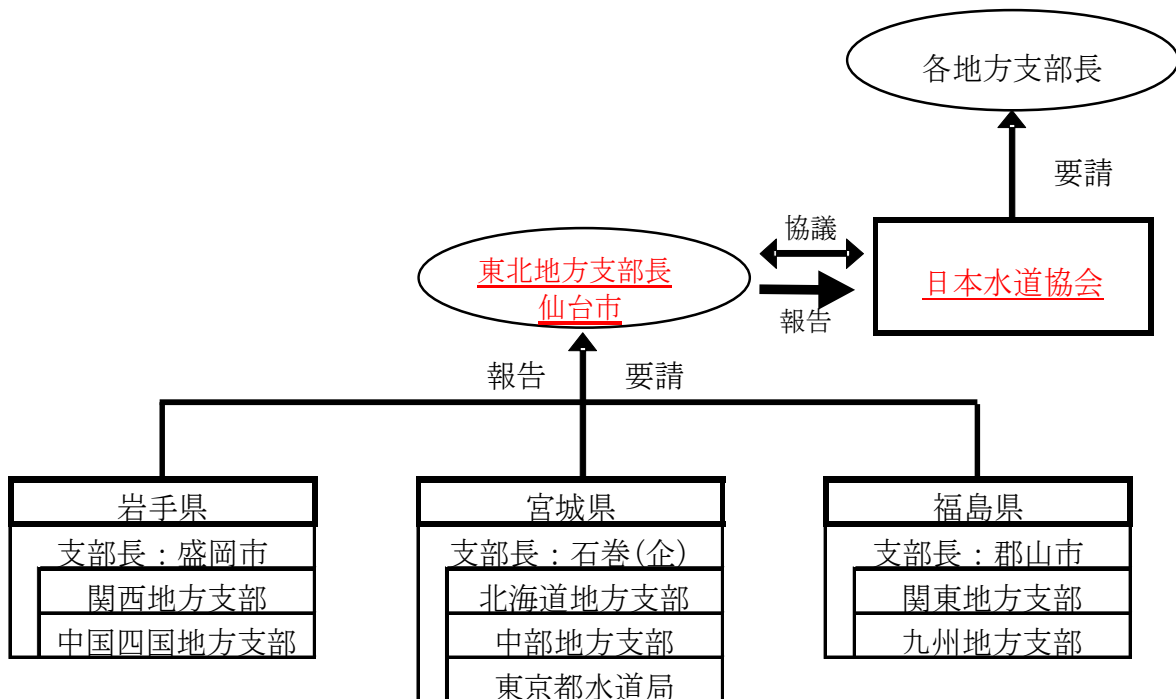


図 3.2.3 東日本大震災における応援要請・情報連絡体制（変更後）